

労災疾病臨床研究事業費補助金における事務委任について

平成 26 年 7 月 29 日
労 災 管 理 課 長 決 定
(平成28年3月22日一部改正)

1 趣旨

労災疾病臨床研究事業費補助金については、直接経費（労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 18 日厚生労働事務次官決定。以下「交付要綱」という）第 5 条表第 3 欄に定める直接研究に必要な経費をいう。）の管理及び経理の事務に係る研究代表者及び研究代表者から経費の配分を受けた研究分担者（以下「研究者」という。）の負担の軽減を図るとともに、補助金の経理の透明化や早期執行を図る観点から、これらの事務を研究者の所属機関の長に必ず委任し、当該機関の経理担当者等に事務を行わせることを確保する。

2 定義

事務委任とは、研究に係る直接経費の管理及び経理の事務について、研究者から委任を受けた研究者の所属機関の長の責のもと、その機関において、当該事務を行うことをいう。

3 事務委任の基本的な取扱い

- (1) 研究者の所属機関の長は、研究者から事務委任について申出がなされた場合、事務内容等を確認した上で、承諾する旨を研究者に通知すること。
- (2) 研究者の所属機関の長は、自らの責において直接経費を管理するとともに適正に執行すること。また、交付申請書等の内容について、適正かどうか確認すること。
- (3) 直接経費の経理に関する証拠書類は、研究代表者の所属機関の長が保存すること。
- (4) 研究者から事務委任を受けた所属機関の長が行うべき事務について、厚生労働省から指導・助言等がなされた際には、適切な改善措置等をとること。
- (5) 研究代表者の所属機関の組織上等の問題から 4 に記載する事務を適切に行うことが困難な場合は、その事務を外部の者に委任できるものとする。なお、研究分担者の所属機関で同様の理由から事務を行なうことが困難な場合は、直接経費を研究代表者へ計上するなど、その配分を受けることができないものとする。

4 事務委任を受けた機関の長が行うべき事務の内容

直接経費の管理及び適正な執行のための事務を、以下の各項に従い行うこと。

- (1) 使用の開始

研究者が、交付された直接経費の使用を速やかに開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。

(交付基準額等通知に記載の研究開始日をもって研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。)

(2) 支出の期限

補助事業に係る物品の納品、役務の提供等について、当該事業年度内に終了すること。また、これらに係る支出についても、当該事業年度内に終了すること。ただし、物品の納品、役務の提供等に関する支出に係る請求が翌年度4月以降に行われるものを除く。

(3) 費目別の収支管理

直接経費の収支管理は、「収支簿(総括表・費目別)」を用いて費目毎に行うこと。

なお、(7)①アに該当する場合には、あらかじめ経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないため、直接経費の各費目の使用状況(研究費の配分を受けた研究分担者の使用状況を含む。)を常に把握すること。

また、上記について、研究者に対して十分周知すること。

(4) 使用の制限

直接経費は、労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領(平成26年7月18日労働基準局長決定。以下「交付要領」という)4(1)から(5)までに掲げる経費を費用として使用しないこと。

(5) 経費の混同使用の禁止

他の経費(研究機関の経常的経費又は他の補助金等)に本補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物の発注をしたり、役務の提供を受けたりしないこと。

(6) 交付申請に係る手続き

- ① 交付申請書の記載内容の確認を行うこと。
- ② 交付申請書の取りまとめ及び指定された提出期限までの厚生労働大臣への提出を行うこと。

(7) 変更申請等に係る手続き

① 経費の変更

交付決定の内容のうち、次の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認等を受けなければならないこと。なお、経費の配分の変更(直接経費と間接経費の間での配分額の変更)はしてはならないこと。

ア. 直接経費の費目のうち、交付要領別紙1に掲げる大項目(「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」及び「その他」の4つの大項目)の配分額が直接経費の総額の50%(直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は300万円)

以上増減する場合。

イ. 特別の事由により、交付決定額の変更（増額、減額）をせざるを得ない場合。

② 事業の変更

交付決定の内容のうち、次の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ事業変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

ア. 研究の実施計画の変更（研究の目的及び効率的な実施に關係のない軽微な変更を除く。）

イ. 研究終了予定期日の変更

ウ. 研究代表者の変更

海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上研究が行えなくなる場合

③ 研究の中止又は廃止

研究を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめその中止又は廃止の理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した研究の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

④ 変更の届出

交付決定の内容のうち、次の事項を変更しようとする場合（又は変更した場合）は、その旨を厚生労働大臣に届け出ること。

ア. 研究分担者を変更しようとする場合

あらかじめその旨を届け出ること。

イ. 研究代表者の住所（自宅）を変更した場合

遅滞なくその旨を届け出ること。

ウ. 研究代表者又は研究分担者の所属機関を変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）した場合

変更後の所属長の承諾書を添えて、遅滞なくその旨を届け出ること。

(8) 翌年度への補助金の繰越し

当該事業年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかつたやむを得ない事由により、年度内に完了しない見込みとなった場合には、速やかに厚生労働省労働基準局労災管理課に相談すること。

(9) 報告に係る手続き

① 実績報告書の提出

翌年度の5月31日又は当該事業の終了後61日が経過する日のいずれか早い日までに事業実績報告書を厚生労働大臣に提出すること。ただし、交付要綱第12条第10号の規定により、当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1箇月を経過した日までとする。

- ② 翌年度への補助金の繰越しを行った場合の実績報告書の提出
補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに、事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出すること。
 - ③ 収支報告書の提出
研究代表者が交付要綱第17条第1項の規定により厚生労働大臣から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から30日以内に、別に定めるところにより、収支報告書を厚生労働省労働基準局労災管理課に提出すること。
- (10) その他
上記(1)から(9)までの他、直接経費の管理及び適正な執行のために必要な事項について、適宜実施すること。

5 その他

事務委任に係る事務の流れについては、別添を参照すること。

(別添)

事務委任に係る事務の流れについて

- 1 厚生労働省から研究代表者に対して「労災疾病臨床研究事業費補助金国庫補助の交付基準額等について」が通知される。
- 2 研究者は、各所属機関の長へ事務を委任する。
- 3 各所属機関の長は、承諾する旨を研究者に通知する。
- 4 研究分担者は、事務の委任について承諾があった旨を、研究代表者に報告する。
- 5 研究代表者は、研究代表者の所属機関の長に対する委任状の写し及び所属機関の長の承諾書の写しを添えて、厚生労働大臣に交付申請書を提出する。
※なお、交付申請書のうち、経費所要額調書は、研究代表者と研究代表者の所属機関の長が協議のうえ、作成する。
- 6 厚生労働大臣から研究代表者に対して交付決定が通知され、労災疾病臨床研究事業費補助金が交付される。
- 7 研究代表者は、所属機関の長へ6の補助金全額の管理及び経理を依頼する。
- 8 研究代表者の所属機関の長は、研究代表者の依頼により、研究分担者へ補助金の配分を行った場合については、各研究分担者から事務の委任を受けた各所属機関の長に対し、直接経費の管理及び経理を依頼する。
- 9 各所属機関の長は、他の経理と区分して、収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、経理担当課等において適正に直接経費の管理及び経理を行う。
- 10 研究代表者の所属機関の長は、収入及び支出内容に関する証拠書類を整理し、9の帳簿とともに、当該事業の完了後5年間保存する。
- 11 研究代表者の所属機関の長は、各年度ごとに、研究分担者の経理報告書及び証拠書類を取りまとめ、当該事業の完了後5年間保存する。

- 12 研究代表者の所属機関の長は、10 及び 11 に基づき、事業実績報告書の「経費所要額精算調書」を作成する。研究代表者は、これを含めた事業実績報告書を作成し、厚生労働大臣に提出する。
- 13 厚生労働大臣から研究代表者に対して、確定通知書が送付される。
- 14 研究代表者の所属機関の長は、研究代表者が確定通知書を受けた日から 30 日以内に、収支報告書を厚生労働省労働基準局労災管理課に提出すること。